

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月8日
【会社名】	あすか製薬株式会社
【英訳名】	ASKA Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦二丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5484-8361 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 市川 学
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦二丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5484-8361 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 市川 学
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 243,891,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当行は、平成31年2月8日付で四半期報告書（第99期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日））を提出したことに伴い、平成31年2月4日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加、及び当該有価証券届出書の添付書類である「平成31年3月期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日）の業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

- ・「第99期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日）の業績の概要」

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第98期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）平成30年11月9日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成31年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第98期事業年度）又は四半期報告書（第99期第1四半期、第99期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成31年2月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日（平成31年2月4日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第98期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月28日関東財務局長に提出

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月10日関東財務局長に提出

### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年11月9日関東財務局長に提出

### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)平成31年2月8日関東財務局長に提出

### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成31年2月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第98期事業年度)又は四半期報告書(第99期第1四半期、第99期第2四半期、第99期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成31年2月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日(平成31年2月8日)現在においても変更の必要はないと判断しております